

公立病院改革プランの概要

団 体 名		南魚沼市					
プ ラ ン の 名 称		南魚沼市立ゆきぐに大和病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 9日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	南魚沼市立ゆきぐに大和病院					
	所 在 地	新潟県南魚沼市浦佐 4115番地					
	病 床 数	一般病床 161床 療養病床 38床 計 199床					
	診 療 科 目	内科 精神科 神経内科 循環器科 胃腸科 外科 整形外科 小児科 産婦人科 眼科 皮膚科 小児科 泌尿器科 耳鼻咽喉科 歯科 矯正歯科 小児歯科 リハビリ科 呼吸器科 形成外科 放射線科 口腔外科 リウマチ科 麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>当院は昭和51年5月、地域医療の実践と福祉の充実を目標に開設された。その後、「保健・医療・福祉の連携による地域医療の推進」の理念のもと、地域の中核病院としての機能の充実を図り、魚沼圏域の2次救急医療を担うこととなった。更に、へき地医療拠点病院として、圏域内の民間医療機関では提供できない役割も担っている。</p> <p>魚沼医療圏域では、現在4つの県立病院を統合し、魚沼基幹病院(仮称)を新設する構想が進められている。この構想では基幹病院は高度救急医療や高度先進医療を担うこととなるが、一方で地域住民に密着した、地域住民のための医療、換言すれば、今まで当院が培ってきた地域医療をこれからも安定的に、しかも市全域に提供しなければならないという使命を担うこととなった。そのため、医師や看護師等の医療スタッフの確保に努め、セーフティネットの構築に努めたい。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>繰出基準に関する総務省通知の考えに基づき、項目ごとの算定を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の改良に要する経費の1/2(補助・起債分を除く) ・高度医療機器に係る企業債の償還に要する元利金の1/2 ・救急医療に要する経費(医師等の待機及び空床の確保等、救急医療の確保に必要な経費に相当する額) ・へき地医療の確保に要する経費(巡回診療を行うために必要な経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに該当する経費) 					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.4	97.6	98.7	100.0	105.5	単位:%
	職員給与費比率	56.7	57.5	58.2	56.3	52.0	単位:%
	病床利用率	76.7	81.9	80.0	82.5	84.5	単位:%
	平均在院日数	19.7	22.9	19.7	19.6	19.5	単位:日
	常勤医師数	15	17	17	18	18	単位:人
	外来患者数	153,425	148,655	149,000	160,500	163,200	単位:人
	一般入院患者数	43,385	45,969	45,700	48,500	49,600	単位:人
	療養入院患者数	12,319	13,530	13,300	12,400	12,400	単位:人
	外来1人当り単価	7,620	7,759	7,700	7,800	7,800	単位:円
	一般入院1人当り単価	30,221	29,920	30,500	31,500	32,000	単位:円
療養入院1人当り単価	16,404	15,519	16,500	16,750	16,750	単位:円	
上記目標数値設定の考え方		<p>常勤医師数を基に患者数を推計し、収益に結びつく1人当り単価を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成22年度)</p>					

				団体名 (病院名)	南魚沼市 (市立ゆきぐに大和病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考	
一日平均外来患者数(人)	542	527	527	567	577		
一日平均入院患者数(人)	152	163	160	164	168		
手術件数(件)	678	722	690	700	720	年間延べ件数	
救急患者取扱件数(件)	4,074	3,400	3,800	4,000	4,100	年間延べ件数	
救急患者入院比率(%)	11.1	11.5	11.5	11.5	11.5		
へき地診療所患者数(人)	709	669	700	700	700		
臨床研修医受入医数(人)	1	3	3	4	4	初期・後期研修医	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	地方公営企業法の全部適用及び地方独立行政法人(非公務員型)のメリット、デメリットについて十分に検討を行い、平成21年度中に結論を出せるよう対応したい。					
	事業規模・形態の見直し	① 市全域の医療提供を基本に医療計画を策定し、医師・病床数を現在の1.5倍程度とする体制を目指す。 ② 事業規模に合わせた組織の見直しを行うとともに、経営形態の見直しにより、弾力的でスピーディな対応に心掛ける。					
	経費削減・抑制対策	平成22年度を目的に下記を実施する。 ① 組織、経営形態の見直しを行い、人件費の削減を図るとともに、事務職員の専門職化を進め、効率的な運営体制を構築する。(効果額95百万円) ② 常勤医師の確保に努め、効率的な診療体制の整備に努める。 ③ 委託業務の見直しを行い、人件費の削減を図る。(効果額10百万円) ④ 診療材料、薬品、医療機器の購入にあたっては、種類(数)の見直しや競争原理の導入により、購入価格の削減を図る。(効果額30百万円)					
	収入増加・確保対策	平成21年度以降早期に①～④に取組み、⑤については平成22年度をめぐりに実施する。 ① 医師・看護師の確保に努め、診療体制の充実を図る。 ② 入院に調整部署を設け、弾力的な病床管理を行うことにより、病床利用率の向上を図る。 ③ 診療報酬の請求漏れ防止対策に努める。 ④ 未収金削減対策に努める。 ⑤ 病病連携・病診連携による、各種検査業務の受託を進める。 ※効果額②～⑤で計30百万円					
	その他	① 病院機能評価の認定取得による、医療水準の向上。 ② 院内・院外研修の充実による、医療スタッフのスキルアップ。 ③ 多様な勤務形態の選択による、医療スタッフの確保。 ④ 外来・病棟クラークの配置による、医師・看護師の負担軽減。 ⑤ 院内保育所の充実による、医師・看護師の確保。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	78.60%	19年度	76.70%	20年度	81.90%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成27年度開院予定の魚沼基幹病院(仮称)の状況を見ながら、それまでの間の推移を見て検討を行う。					

		団体名 (病院名)	南魚沼市 (市立ゆきぐに大和病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	<p>魚沼医療圏域は県の南部に位置し、4市3町で構成され、面積は2,856km²と県下7圏域中最大である。また、圏域全体が日本有数の豪雪地帯であり、雪による道路状況の悪化、孤立集落の発生など、住民の生活に様々な障害が発生しやすく、医療提供にも影響の生じやすい地域である。この圏域内に、下記の公立病院 8(1,310床)、公的病院 1(191床)が点在している。</p> <p>県立小出病院(魚沼市、病床数383床)、県立六日町病院(南魚沼市、病床数199床)、県立十日町病院(十日町市、病床数275床)、県立松代病院(十日町市、病床数55床)、南魚沼市立ゆきぐに大和病院(南魚沼市、病床数199床)、南魚沼市立城内病院(南魚沼市、病床数25床)、魚沼市立堀之内病院(魚沼市、病床数84床)、湯沢町立湯沢病院(南魚沼郡湯沢町、病床数90床)、JA厚生連小千谷病院(小千谷市、病床数191床)</p>	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	<p>第4次新潟県地域保健医療計画では、魚沼地域は高度専門的な医療や三次救急医療機能を他圏域に依存している部分が多いことから、魚沼地域の高度・専門的な医療を担う魚沼基幹病院(仮称)や地域中核病院の設置について、計画が検討されている。</p>	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<p><時期> 平成24年3月を目途</p>	<p><内容> ① 魚沼医療圏域では、4箇所の県立病院を統合して、魚沼基幹病院(仮称)を新設する構想が進められている。一方、市では、地域のセーフティネットの核とするため、市立病院の充実に向けた検討を始めようとしている。そのため、役割、診療機能等、両構想の調整を図る必要があるが、実現までには時間を要し、その間の医療提供に後退が許されないこと、医師の確保が極めて困難で、その状況によっては構想そのものが大きな制約を受けることから、市のビジョンのコアの部分を優先させた上で、調整は弾力的にすべきであると考えている。 ② 院内に検討委員会を組織し原案を作成、病院事業運営委員会、市議会で検討いただく。 ③ 弾力的な見直しは必要であるが、基本的には平成24年3月を目途に、作成したいと考えている。</p>
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に) 討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<p><時期> 平成22年4月1日 導入予定</p> <p>(手続き関係) 平成21年 5月 職員団体へ提案 8月 病院運営委員会へ 説明 12月 議会提案(条例等) 平成22年 3月 事業管理者の選定 関係規程等整備</p>	<p><内容> 地方独立行政法人(非公務員型)、または公営企業法の全部適用を導入したい。 病院事業管理者を中心に、市立病院の組織として見直す。</p>
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<p>外部委員からなる「病院事業運営委員会」で、年度毎の決算と合わせて改革プランの取組状況の点検、評価、公表を行う。一方、内容の変更の際にも、委員会において審議し、意見の反映を心掛ける。</p>	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	<p>病院事業運営委員会、市議会での審議を経て、毎年10月末までに公表する。</p>	
その他特記事項			

公立病院改革プランの概要

団 体 名		南魚沼市					
プ ラ ン の 名 称		南魚沼市立城内病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 9日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	南魚沼市立城内病院					
	所 在 地	新潟県南魚沼市泉甲154番地1					
	病 床 数	一般病床21床 療養病床4床 計25床					
	診 療 科 目	内科 整形外科 小児科 産婦人科 リハビリ科 皮膚科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>当院は昭和20年8年に城内病院の前身である城内医務室として設置されて以後(その後、昭和21年8月に城内村立の城内病院となり、昭和31年9月に町村合併により六日町立、そして平成16年11月に合併による市制施行により市立となり現在に至る)、一貫して城内・五十沢地区をはじめとする旧六日町地域における医療を提供してきており、地域医療の拠点として安心・安全の住民生活を守るという役割を担ってきた。</p> <p>魚沼医療圏域では、現在、4つの県立病院を廃止し魚沼基幹病院(仮称)を新設する構想が進められている。この構想では、基幹病院は高度救急医療や高度先進医療を担うこととなるが、一方で、当院がこれまで進めてきた地域住民に密着した医療は、今後も引き続き担って行かなければならないと考え、外来、入院、在宅診療を中心とした医療の充実を図って行きたい。そのためにも、医師や看護師等の医療スタッフの安定確保とともにセーフティネットの構築に努めたい。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>繰出基準に関する総務省通知の考えに基づき、項目ごとの算定を基本とするが、平成21年度からの診療所移行後は、経営状況を見ながら措置することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の建設改良に要する経費のうち1/2(補助・起債分を除く) ・高度医療機器に係る企業債の償還に要する元利金の1/2 ・救急医療に要する経費(医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額) ・へき地医療の確保に要する経費(巡回診療を行うために必要な経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものについて相当する額) 					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	98.8	97.8				
	職員給与費比率(%)	48.3	51.9				
	病床利用率(%)	99.5	96.4				
	平均在院日数	44.6	29.3				単位: 日
	患者1人1日当たり診療収入(入院一般)	21,442	21,888				単位: 円
	患者1人1日当たり診療収入(入院療養)	14,834	15,129				単位: 円
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	8,754	8,842				単位: 円
上記目標数値設定の考え方		<p>医療提供の内容(外来・入院等)を基に、患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経営黒字の目標年度:平成21年度)</p>					

				団体名 (病院名)	南魚沼市 (市立城内病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考	
1日平均入院患者数	24.8	24.1				単位:人	
病床利用率	99.5	96.4				単位:%	
年延入院患者数	9,070	8,570				単位:人	
1日平均外来患者数	93	86				単位:人	
年延外来患者数	27,291	25,200				単位:人	
年延在宅診療件数	540	580				単位:人	
救急車による年間患者数	3	3				単位:人	
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	南魚沼市立病院のゆきぐに大和病院との一体経営を目指し、経営手法について十分に検討を行い、最良の結論を導き出したい。					
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ① 城内・五十沢地区を中心に、旧六日町地域を対象とした医療提供を基本に、南魚沼市立ゆきぐに大和病院との連携による医療計画を策定する。 ② 事業規模に合わせた組織の見直しとともに、経営形態の見直しにより、弾力的でスピーディな対応可能な体制を構築する。 					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 組織、経営形態の見直しを行い、人件費の削減を図るとともに、効率的な運営体制を構築する。 ② 医師の安定的確保と効率的な診療体制の整備に努める。 ③ 委託業務の見直しを行い、経費の削減を図る。 ④ 診療材料、薬品、医療機器の購入にあたっては、ゆきぐに大和病院との連携による有効な方法を導入するとともに、種類(数)の見直し合理化や、メーカー間の競争原理により、購入価格の削減を図る。 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師・看護師の確保により、診療体制の充実を図る。 ② 入院の調整部署を設け、適正な病床管理を行うことにより病床利用率の向上と効率的な運営を図る。 ③ 在宅診療における栄養、服薬指導を進め診療の充実を図る。 ④ 検査機器等の効率的な利用による検査での増収とともに、病診連携による各種検査の業務委託を進め、経費の節減を図る。 ⑤ 診療報酬の効率的な算定と請求漏れ防止対策 ⑥ 未収金削減対策 					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 院内・院外研修の充実による医療スタッフのスキルアップ ② 多様な勤務形態の選択による医療スタッフの確保 ③ 診療体制の見直しによる医師・看護師の負担軽減 					
各年度の収支計画	別紙のとおり						
その他の特記事項	病床利用率の状況	18年度	99.60%	19年度	99.50%	20年度	90.80%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>平成21年度から総数19床の有床診療所への移行を計画している。内訳は一般15床、療養4床としており、今後の老健施設への移行化への検討など踏まえ、療養病床の4床は従前通り確保し、一般病床を6床減じた。</p> <p>病院から診療所への移行及び病床数の変更に係る条例改正については、平成21年度3月議会での議決を経て同年4月1日より施行の予定である。</p> <p>現在の状況から移行後の病床利用率は100%に近い状態が予測されるため、その後の病床数の見直しや施設の増改築の必要ないものと考えられる。</p>					

		団体名 (病院名)	南魚沼市 (市立城内病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	魚沼医療圏域は県の南部に位置し、4市3町で構成され、面積は2,856km ² と県下7圏域中最大である。また、圏域全体が日本有数の豪雪地帯であり、雪による道路状況の悪化、孤立集落の発生など、住民の生活に様々な障害が発生しやすく、医療提供にも影響の生じやすい地域である。この圏域内に、下記の公立病院 8(1,310床)、公的病院 1(191床)が点在している。 県立小出病院(魚沼市、病床数383床)、県立六日町病院(南魚沼市、病床数199床)、県立十日町病院(十日町市、病床数275床)、県立松代病院(十日町市、病床数55床)、南魚沼市立ゆきぐに大和病院(南魚沼市、病床数199床)、南魚沼市立城内病院(南魚沼市、病床数25床)、魚沼市立堀之内病院(魚沼市、病床数84床)、湯沢町立湯沢病院(南魚沼郡湯沢町、病床数90床)、JA厚生連小千谷病院(小千谷市、病床数191床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	第4次新潟県地域保健医療計画では、魚沼地域は高度専門的な医療や三次救急医療機能を他圏域に依存している部分が多いことから、魚沼地域の高度・専門的な医療を担う魚沼基幹病院(仮称)や地域中核病院の設置について、計画が検討されている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成22年3月を目途	<内容> ① 魚沼医療圏域では、4箇所の県立病院を統合して、魚沼基幹病院(仮称)を新設する構想が進められている。 一方、市では、地域のセーフティネットの核とするため、市立病院の充実に向けた検討を始めようとしている。そのため、役割、診療機能等、両構想の調整を図る必要があるが、実現までには時間を要し、その間の医療提供に後退が許されないこと、医師の確保が極めて困難で、その状況によっては構想そのものが大きな制約を受けることから、市のビジョンのコアの部分を優先させた上で、調整は弾力的にすべきであると考えている。 ② 院内に検討委員会を組織し原案を作成、病院事業運営委員会、市議会で検討いただく。 ③ 弾力的な見直しは必要であるが、基本的には平成24年3月を目途に、作成したいと考えている。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に) 討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年4月1日 (手続き関係) 平成20年 12月 病院運営委員会へ説明 12月 市議会で表明 平成21年 3月 議会提案(条例、予算) 3月 県に申請	<内容> 公設公営による診療所化(19床) うち 一般病床 15床 介護療養病床 4床 ※ 平成21年4月1日から上記病床数による診療所へ変更済み
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	南魚沼市立ゆきぐに大和病院と共通の外部委員からなる「病院事業運営委員会」で、年度毎の決算と併せて改革プランの取組状況の点検、評価、公表を行う。 一方、内容の変更にも際しても、委員会において審議し、意見の反映を心掛ける。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	病院事業運営委員会、市議会での審議を経て、毎年10月末までに公表する。	
その他特記事項			

(別紙)

団体名
(病院名)南魚沼市
(病院事業全体)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	3,517	3,548	3,577	3,196	3,418	3,499
	(1) 料 金 収 入	3,102	3,098	3,125	2,760	2,987	3,068
	(2) そ の 他	415	450	452	436	431	431
	うち他会計負担金	26	50	62	59	54	54
	2. 医業外収益	146	163	167	141	113	111
	(1) 他会計負担金・補助金	86	96	70	82	70	69
	(2) 国(県)補助金	1	1	0	0	0	0
	(3) そ の 他	59	66	97	59	43	42
	経 常 収 益 (A)	3,663	3,711	3,744	3,337	3,531	3,610
	入	1. 医業費用 b	3,704	3,668	3,772	3,312	3,454
(1) 職 員 給 与 費 c		2,027	1,973	2,045	1,860	1,924	1,819
(2) 材 料 費		716	692	647	560	600	600
(3) 経 費		521	561	960	778	804	804
(4) 減 価 償 却 費		95	106	107	102	106	106
(5) そ の 他		345	336	13	12	20	20
2. 医業外費用		135	134	91	70	77	74
(1) 支 払 利 息		76	68	33	40	27	24
(2) そ の 他		59	66	58	30	50	50
経 常 費 用 (B)		3,839	3,802	3,863	3,382	3,531	3,423
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 176	▲ 91	▲ 119	▲ 45	0	187	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	1	8	1	1	1	1
	特別損益(D)-(E) (F)	▲ 1	▲ 8	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1
純 損 益 (C)+(F)	▲ 177	▲ 99	▲ 120	▲ 46	▲ 1	186	
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 409	▲ 496	▲ 542	▲ 1,061	▲ 1,062	▲ 876	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	653	615	612	640	660	680
	流 動 負 債 (イ)	711	715	792	600	580	550
	うち一時借入金	520	530	630	350	350	320
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ)	58	100	180	▲ 40	▲ 80	▲ 130	
[(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)]							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	121	42	80	▲ 45	▲ 40	▲ 50	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	95.4	97.6	96.9	98.7	100.0	105.5	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	1.6	2.8	5.0	0.0	0.0	0.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	95.0	96.7	94.8	96.5	99.0	104.5	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	57.6	55.6	57.2	58.2	56.3	52.0	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	140	141	180	38	15	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	4.0	4.0	5.0	1.2	0.4	0.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	1.6	2.8	5.0	3.0	1.6	0.0	
病 床 利 用 率	81.0	79.2	81.8	80.0	82.5	84.5	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	南魚沼市 (病院事業全体)
--------------	------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 企 業 債	86	509	27	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	105	117	146	129	132	134
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (県) 補 助 金	27	2	5	53	2	2
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	218	628	178	182	134	136
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	173	606	178	182	134	136	
支 出	1. 建 設 改 良 費	136	64	70	112	51	60
	2. 企 業 債 償 還 金	126	617	186	160	166	164
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	支 出 計 (B)	262	681	256	272	217	224
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	44	53	78	90	83	88	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	43	52	72	89	82	87
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	1	1	1	1	1	1
	計 (D)	44	53	73	90	83	88
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	5	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	5	0	0	0	

1. 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(9,422)	(9,788)	(11,200)	(0)	(0)	(0)
	112,989	146,763	131,936	124,000	123,000	122,000
資 本 的 収 支	(6,533)	(7,692)	(7,650)	(0)	(0)	(0)
	104,808	116,212	145,972	129,000	132,000	134,000
合 計	(15,955)	(17,480)	(18,850)	(0)	(0)	(0)
	217,797	262,975	277,908	253,000	255,000	256,000

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名
(病院名)南魚沼市
(市立ゆきぐに大和病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	3,086	3,100	3,167	3,196	3,418	3,499
	(1) 料 金 収 入	2,719	2,698	2,740	2,760	2,987	3,068
	(2) そ の 他	367	402	427	436	431	431
	うち他会計負担金	26	50	62	59	54	54
	2. 医業外収益	129	147	150	141	113	111
	(1) 他会計負担金・補助金	70	81	54	82	70	69
	(2) 国(県)補助金	1	1	0	0	0	0
	(3) そ の 他	58	65	96	59	43	42
	経 常 収 益 (A)	3,215	3,247	3,317	3,337	3,531	3,610
	入	1. 医業費用 b	3,272	3,211	3,320	3,312	3,454
(1) 職 員 給 与 費 c		1,819	1,757	1,822	1,860	1,924	1,819
(2) 材 料 費		597	562	527	560	600	600
(3) 経 費		420	455	856	778	804	804
(4) 減 価 償 却 費		92	102	103	102	106	106
(5) そ の 他		344	335	12	12	20	20
2. 医業外費用		120	121	79	70	77	74
(1) 支 払 利 息		72	66	31	40	27	24
(2) そ の 他		48	55	48	30	50	50
経 常 費 用 (B)		3,392	3,332	3,399	3,382	3,531	3,423
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 177	▲ 85	▲ 82	▲ 45	0	187	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	1	8	1	1	1	1
	特別損益(D)-(E) (F)	▲ 1	▲ 8	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1
純 損 益 (C)+(F)	▲ 178	▲ 93	▲ 83	▲ 46	▲ 1	186	
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 839	▲ 932	▲ 1,015	▲ 1,061	▲ 1,062	▲ 876	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	560	544	561	640	660	680
	流 動 負 債 (イ)	478	503	566	600	580	550
	うち一時借入金	320	350	430	350	350	320
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引不良債務(オ) [(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)]	▲ 82	▲ 41	5	▲ 40	▲ 80	▲ 130	
単年度資金不足額(※)	127	41	46	▲ 45	▲ 40	▲ 50	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	94.8	97.4	97.6	98.7	100.0	105.5	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	94.3	96.5	95.4	96.5	99.0	104.5	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	58.9	56.7	57.5	58.2	56.3	52.0	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	5	38	15	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0.2	1.2	0.4	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	1.6	2.8	5.0	3.0	1.6	0	
病 床 利 用 率	78.6	76.7	81.9	80.0	82.5	84.5	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	南魚沼市 (市立ゆきぐに大和病院)
--------------	----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	86	509	27	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	85	95	124	129	132	134
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	2	2	5	53	2	2
	7. その他	0	0	0	0	0	0
	収入計(a)	173	606	156	182	134	136
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-{(b)+(c)}(A)	173	606	156	182	134	136	
支 出	1. 建設改良費	111	61	67	112	51	60
	2. 企業債償還金	106	598	167	160	166	164
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	支出計(B)	217	659	234	272	217	224
差引不足額(B)-(A)(C)	44	53	78	90	83	88	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	43	52	72	89	82	87
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	1	1	1	1	1	1
計(D)	44	53	73	90	83	88	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	5	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	5	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	96,813	131,400	116,228	124,000	123,000	122,000
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	85,209	94,537	124,353	129,000	132,000	134,000
合計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	182,022	225,937	240,581	253,000	255,000	256,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名
(病院名)南魚沼市
(市立城内病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	431	448	410			
	(1) 料 金 収 入	383	400	385			
	(2) そ の 他	48	48	25			
	うち他会計負担金	0	0	0			
	2. 医 業 外 収 益	17	16	17			
	(1) 他会計負担金・補助金	16	15	16			
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0			
	(3) そ の 他	1	1	1			
	経 常 収 益 (A)	448	464	427			
	支 出	1. 医 業 費 用 b	432	457	452		
(1) 職 員 給 与 費 c		208	216	223			
(2) 材 料 費		119	130	120			
(3) 経 費		101	106	104			
(4) 減 価 償 却 費		3	4	4			
(5) そ の 他		1	1	1			
2. 医 業 外 費 用		15	13	12			
(1) 支 払 利 息		4	2	2			
(2) そ の 他		11	11	10			
経 常 費 用 (B)		447	470	464			
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	1	▲ 6	▲ 37				
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0			
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0			
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0			
純 損 益 (C)+(F)	1	▲ 6	▲ 37				
累 積 欠 損 金 (G)	430	436	473				
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	93	71	51			
	流 動 負 債 (イ)	233	212	226			
	うち一時借入金	200	180	200			
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0			
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 差引 不良債務(オ)	0	0	0			
[(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	140	141	175				
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	▲ 6	1	34				
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.2	98.7	92.0				
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	32.5	31.5	42.7				
医 業 収 支 比 率 $\frac{(c)}{b} \times 100$	99.5	98.0	90.7				
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	48.3	48.2	54.4				
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	140	141	175				
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	32.5	31.5	42.7				
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	1.6	2.8	5.0				
病 床 利 用 率	99.6	99.5	90.8				

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	南魚沼市 (市立城内病院)
--------------	------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 企 業 債	0	0	0			
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0			
	3. 他 会 計 負 担 金	20	22	22			
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0			
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0			
	6. 国 (県) 補 助 金	25	0	0			
	7. そ の 他	0	0	0			
	収 入 計 (a)	45	22	22			
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0			
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0			
純計(a)-[(b)+(c)] (A)	0	0	22				
支 出	1. 建 設 改 良 費	25	3	3			
	2. 企 業 債 償 還 金	20	19	19			
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0			
	4. そ の 他	0	0	0			
	支 出 計 (B)	45	22	22			
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	0	0	0				
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0			
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0			
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0			
	4. そ の 他	0	0	0			
	計 (D)	0	0	0			
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0				
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0				
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0				

1. 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(9,422)	(9,788)	(11,200)			
	16,176	15,363	15,708			
資 本 的 収 支	(6,533)	(7,692)	(7,650)			
	19,599	21,675	21,619			
合 計	(15,955)	(17,480)	(18,850)			
	35,775	37,038	37,327			

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。